

## 平成 29 年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

### 1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成 29 年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

|             |  |
|-------------|--|
| 採点のポイント     | <p>(1) 空間構成</p> <p>①建築物の配置計画<br/>②ゾーニング・動線計画<br/>③要求室等の計画<br/>④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 建築計画</p> <p>①建築物のパッシブデザインの計画<br/>②要求室の機能性・快適性等<br/>③図面、計画の要点等の表現・伝達</p> <p>(3) 構造計画</p> <p>①建築物全体の「構造種別・架構形式」、「スパン割り」、「主要な部材の断面寸法」<br/>②地盤条件及び敷地条件を踏まえた構造計画</p> <p>(4) 設備計画</p> <p>①ダクトルートの計画における空調機械室及びダクトスペースの配置計画</p> <p>(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合</p> <p>①「要求図面のうち 1 面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」<br/>②地下 1 階、地上 2 階建てでないもの<br/>③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等）<br/>④建築面積が 1,360.8 m<sup>2</sup>（敷地面積の 60%）以下でないもの<br/>⑤床面積の合計が 2,400 m<sup>2</sup>以上又は 2,800 m<sup>2</sup>以下でないもの<br/>⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの<br/>客室、エントランスホール、フロント、事務室、ラウンジ、レストラン、地域ブランドショップ、コンセプトルーム、大浴場、トレーニングルーム、多機能トイレ、便所、電気室、機械室、エレベーター、車椅子利用者用駐車場、車回し、車寄せ<br/>⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p> |
| 採点結果の区分（成績） | <p>○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの 4 段階区分とする。</p> <p>ランクⅠ：「知識及び技能」*を有するもの<br/>ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの<br/>ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの<br/>ランクⅣ：設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの</p> <p>*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。<br/>ランクⅠ：37.7%、ランクⅡ：21.2%、ランクⅢ：29.9%、ランクⅣ：11.2%</p>   |
| 合格基準        | 採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。  |

### 2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。